

泉南秘第 83 号  
平成 25 年 7 月 9 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

泉南市長 向井 通彦

2013 年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

梅雨の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は市政運営に対し、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、先にご要望をいただいた件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

泉南市役所 総合政策部秘書広報課（担当 源） 〒590-0592 泉南市樽井一丁目 1 番 1 号 T e l 072-483-0002 F a x 072-483-2563 M a i l hisyo@city.sennan.lg.jp
---

番号	要望事項	回 答
1.	国民健康保険について	
①	<p>国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。</p> <p>保険料については、ワーキングプア世代や子どもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設、拡充すること。</p> <p>一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。</p> <p>減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日参加全員にお渡しください。）</p>	<p>一般会計予算における歳出の目的が、一般行政需要に資するものであり、一般会計から国保会計への独自繰り入れについては、特別会計という性格を踏まえ、繰り入れは行っていません。</p> <p>減免については、低所得者層である住民税の非課税世帯及び均等割賦課世帯に対し、応能部分所得割額を1/2にするという減免を実施しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、「支払いが困難と認められる場合」との規定がなされておりますが、その確認が困難であること、また、収入認定についても収入証明書がない場合など、事実確認が難しいという問題があります。</p> <p>減免については、ホームページ及び広報誌・チラシにて広報しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
②	<p>「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。</p> <p>資格証明発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態を作らないこと。</p>	<p>国民健康保険事業は、国民健康保険法並びに下位にある法令、市条例、国・府からの通知によって行っている事業であり、本市の場合、法令等を遵守しています。</p> <p>子どもの保険については、絶対に無保険状態にはしておりませんし、短期証、資格証明書の運用については、国通知に基づいて行っています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
③	<p>滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法第153条に基づき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。</p> <p>生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付け通知に基づきただちに滞納処分の停止を行うこと。</p>	<p>本市の場合、9割を超える被保険者の方が国民健康保険税を納付されています。その方々との公正さを保つことにおいては、滞納者に対し調査権を活用して資産調査を行っていますが、資産があっても納付に応じて頂けない場合には、滞納処分を行っています。</p> <p>また、窓口で納付相談に来られた方々へは、その方の世帯の収入状況等を聞き取り、事情に応じて納税猶予又は分割納付申請を受けてます。</p> <p>生活保護受給者に対しては、滞納処分の執行を停止しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>

④	国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。	国保制度に関しての通知関係は、担当者の異動に関わらず常日頃から、供覧に付し情報共有を図っているところです。 <b>(保険年金課)</b>
⑤	国保滞納者は生活困窮者の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報も共有しておくこと。	滞納者との納付相談で、状況に応じて生活保護担当課を紹介しています。また、生活保護資格取得及び喪失時には、生活保護担当者から連絡を受けています。 <b>(保険年金課)</b>
⑥	国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること	運営協議会は、公開で行い、会場の都合に応じ傍聴を認めています。また、資料については、準備があれば配布させていただいています。ホームページでの公開は検討課題かと思えます。 <b>(保険年金課)</b>
⑦	広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年から共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。	共同安定化支援事業拠出額については、大阪府において市町村代表を含めたPTで検討を行っていたところです。また、共同安定化事業そのものが、国保広域化への布石であるとも考えております。 <b>(保険年金課)</b>
⑧	福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰り入れで補てんすること。	福祉医療助成（地方単独事業にかかる医療費波及分）については、阪南ブロックとして、市長会を通じて国に補助対象とするよう働きかけています。また、当該経費については、一般会計から繰入れを行っています。 <b>(保険年金課)</b>
⑨	救急医療の充実を図ること。災害拠点および公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の設置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。	救急医療については、来年度の開設に向け一次救急の整備を図っている。二次救急についても、病院群輪番制及び小児救急医療の充実に対し、泉州地域の12市町により補助事業を実施している。また、市長会を通し、国や府に要望を続けている。災害時の医療体制については、公立病院がないため現在のところ整備されていない。地元医師会とも協議し、今後整備を図っていく。 <b>(保険年金課)</b>
2.	健診について	
①	<p>特定検診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし、糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。</p> <p>費用は無料とし、受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経</p>	<p>特定健診では、市の追加健診として、貧血検査・尿酸・クレアチニン・尿潜血・心電図を実施しています。また、がん検診との同時実施も行い、健診内容の充実を目指しています。特定健診の費用は無料です。受診率向上に向け、研修等にも積極的に参加し、また、成功事例報告も参考にし、取り組みを検討し</p>

	験などを学ぶ機会をつくること。	ていきます。 <b>(保険年金課)</b>
②	がん検診等の内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	<p>がん検診については、健康増進法による健診事業として、従来どおり市が実施しています。市独自に前立腺がん検診も導入し、内容の充実に努めています。</p> <p>医療機関で受ける特定健診は、大腸がん検診、前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診が同時実施可能。子宮がん検診については、一部の医療機関で同時実施可能です。</p> <p>集団の特定健診では、肺がん検診の同時受診を実施しています。</p> <p>検診費用については、生活保護、住民税非課税世帯及び70歳以上の市民について、減免としています。また、無料クーポン券により、子宮がん、乳がんと大腸がん検診が、節目年齢の方を対象に、無料で受けられるようになっています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(保険推進課)</b></p>
③	人間ドック助成も行うこと	本市において、各種ドックの一部負担助成を行っております。人間ドックでは25,000円、脳ドックでは、20,000円、総合ドックでは、45,000円です。 <b>(保険年金課)</b>
④	日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと	集団健診の日曜健診を、特定健診・肺がん検診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診の同時実施にて行っています。 <b>(保険年金課)</b>
3	介護保険・高齢者施策について	
①	一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げること。第1. 2段階を引き下げること（基準額の0.3程度以下とすること）。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。	<p>介護保険料は、介護保険事業計画の3年度を単位とした計画期間ごとに介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等にもとづき、計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されているところであり、給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計からの繰入ではなく、介護給付費準備基金や財政安定化基金が活用されるようになっています。</p> <p>国負担での介護保険料軽減施策としては、法に定められた減免制度があり、当市においては、低所得者に対する独自の減免制度も行っています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(長寿社会推進課)</b></p>
②	国庫負担割合の引き上げを国に求めること	介護保険における国庫負担割合は、介護保険法第121条第1項に、介護給付及び予防給付に要する費用の額について、割合が定められ

		ているところであります。(長寿社会推進課)
③	給付範囲の縮小(軽度者等の保険給付範囲縮小)及び利用者負担増を行わないように国に求めること。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。	介護予防生活支援総合事業については、要支援者にとって、真に必要なサービスを保険給付するものであることから、近隣市町村の動向を注視し、慎重に検討してまいりたいと考えています。 <b>(長寿社会推進課)</b>
④	国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国に求めること。	利用料の軽減については、サービスを利用する方と利用されない方との負担の公平に配慮しながら、また、軽減財源としては、一般財源の繰り入れを行わなければならないことも踏まえ、慎重に検討してまいります。 <b>(長寿社会推進課)</b>
⑤	行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	第5期計画中に、施設系サービスの地域密着型特別養護老人ホーム1箇所、居宅系サービスの小規模多機能型居宅介護事業所1箇所及び定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所1箇所を整備する予定です。 高齢者の居住の安定確保に関する基本方針に基づき、都道府県が定めることができる高齢者居住安定確保計画において、市長村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標を具体的に位置付けた上で、サービス付き高齢者向け住宅の整備が、当該供給目標を大幅に上回るようなものでないことを規定するように働きかけます。 指導監督権を有する大阪府と連携し、虐待の予防的な取組みを推進します。 <b>(長寿社会推進課)</b>
⑥	不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	第5期高齢者保健福祉計画に大きく盛り込まれた、地域包括ケアシステムの中の1つに自立支援に向けた目標指向型のケアプランの作成とありますが、本市においては、既に自立支援に向けた目標指向型のケアプランにより、その利用者にとって、真に必要なサービスの支援を図っているところであります。 <b>(長寿社会推進課)</b>
⑦	監査指導の権限移譲を受けた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようにすること。指導の内容は形式的・行政的な締め付けや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること	現在、介護保険担当3名。事業者の指導権限に併せて指定権限も移譲を受けており、きめ細やかな監査指導を実施するためには、人員増は必要です。 また、指導については、事業者が法の基準を遵守することで、利用者に対してより良いサービスを提供できるようになるという観点

		に立ち、助言的指導を実施していきます。 <b>(長寿社会推進課)</b>
⑧	ケアプランチェックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネージャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。	ケアプランは、介護保険サービス提供の要であり、利用者が望む暮らしを続けていけるかどうかは、ケアプランの内容に大きく左右されます。ケアプランチェックは、そのケアプランの内容が、利用者の自立支援に資する適切なものであるかを確認し、同時に介護支援専門員にも再認識していただく機会であると考えています。 <b>(長寿社会推進課)</b>
⑨	障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること	介護保険制度は、社会保障制度の一環として導入された制度です。その主旨として、高齢者の介護を社会全体で支えるために、40歳以上の方から保険料を徴収し、また、利用者本人には、1割の利用料を負担していただく制度となっています。 <b>(長寿社会推進課)</b>
4.	生活保護について	
①	ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準通りで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。	社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるよう毎年要望しています。平成25年3月末現在、被保護世帯数863世帯、被保護者数1276人。 課長1名、課長代理1名(経理・補助金・統計・ホームレス兼務) 査察指導員1名、ケースワーカー10名(正規職員7名、任期付職員3名) 医療介護担当1名に加え、面接相談員2名、精神保健福祉相談員1名、就労支援員1名、就労カウンセラー1名、住宅手当住宅確保就労支援員1名の体制を整備している。 25年4月より就労支援員1名増員、医療扶助適正化推進員1名を新たに配置しました。 <b>(生活福祉課)</b>
②	埼玉県三郷(みさと)市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保にすること。護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	「しおり」については、事前相談用と保護決定用の2種類を作成し、わかりやすい文言を使用し説明しています。相談については、専任の面接相談員に加え、担当ケースワーカーも同席のうえ、時間的にも十分配慮のうえ保護申請にかかる相談業務に対応しています。申請書の添付については、今後検討していきます。 <b>(生活福祉課)</b>

③	申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。	生活保護法及び保護手帳記載事項の主旨に則り面接相談を受け、保護申請を受理し、適正に処理をしています。 就労指導については、稼働能力があると判定された世帯を中心に就労カウンセラー・就労支援員とも連携し、適正に実施しています。 生活福祉課内で、25年1月より無料職業紹介業務を開始しました。またハローワークとも連携して仕事の確保に努めています。 25年7月より若年者向の新たな就労支援事業を立ち上げます。  (生活福祉課)
④	通院や就職活動などのための移送費(交通費)を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。	移送費の認定については、厚生労働省通知の主旨に則り被保護者に対し周知してまいります。  (生活福祉課)
⑤	国民健康保険証並みの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないなど健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上の事を実施し生活保護利用者の医療権を保証すること	閉庁時の医療券の発行については、事後発行により対応をお願いしている。平素から、近隣医療機関との連携を密にし、被保護者に不利益な取り扱いがないように今後も留意してまいります。  (生活福祉課)
⑥	枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要であれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること	自動車の保有については、個別ケース毎に検討を行っています。通院や仕事上、やむをえない場合においては、保険等を付保したうえでの保有を認めています。  (生活福祉課)
⑦	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと	24年4月より就労支援員として警察官OBを配置している。不当要求や暴力団排除等反社会的勢力にも対応を行っています。  (生活福祉課)
5.	子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて	
①	こども医療費助成制度は2012年4月段階で 1) 全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、 2) 1293自治体(74%)が所得制限なし 3) 752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件をすべてクリアしている自治体は1つもなく、これは	現在、府の乳幼児医療助成制度に基づき実施しており、また、市単独事業として小学校就学前までの入院通院を対象にしています。 平成23年7月からは通院の医療費一部助成の対象年齢を小学校就学前までに拡大したところであり、さらに、平成25年7月診療分

	<p>いかに子どもたちが大事にされていないかという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。</p>	<p>ら、入院については小学校3年生まで助成対象を拡大する予定です。</p> <p>現段階においては中学卒業までの現物給付、無料化、入院助成の年齢制限の引き上げは考えておりませんが、今後、子どもをもつ世帯の負担の軽減を図るうえでも大きな検討課題であると認識しております。</p> <p>また、市長会等を通じて、府に対し制度の改悪を行わないことと、他府県なみの制度水準にするよう求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
②	<p>いまだに全国最低レベルの妊婦検診を全国平均(14回、11万円程度)の補助とすること。</p>	<p>妊婦健診については、本年度より14回74,590円の助成を行っています。3,500円の受診券14枚にエコー検査相当券4枚分を追加しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険推進課)</p>
③	<p>就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第一回支給月は出費がかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引き下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象切り捨てとにならないよう対策をとること。</p>	<p>適用条件については、財政状況が極めて厳しい状況であり、現在の就学援助内容が後退しないよう努めたいと考え、現況の基準を堅持したいと考えています。また、年度途中の生保基準引下げ等があった場合については、年度内は同基準で対応したいと考えています。</p> <p>通年手続きについては、担当課(学務課)窓口で対応させていただいています。</p> <p>支給日程については、年末調整や確定申告書の写しを使って可能な作業を前倒しで行ったとしても、就学援助制度適用基準の前提となる生活保護基準改定が毎年度4月に行われること、前年度所得等の確定が6月になることなどにより、再度確定作業が必要となります。よって、現在の7月の結果通知、8月第1回支給という日程の変更は困難です。</p> <p style="text-align: right;">(学務課)</p>
④	<p>子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。</p>	<p>ご要望の補助事業については現在行われておりません。財政的に逼迫している当市の現状から、現時点では補助の実施および制度化は厳しい状況であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">(保育子育て支援課)</p>